

ハーネス法改正に伴う対策はお済ですか？

—五光社メルマガVOL.15—

労働安全衛生法改正により安全帯の規格が変更となり、フルハーネス型安全帯が2022年1月2日現行規格品販売・着用禁止義務化されます。

安全帯が墜落制止器具に変更

政省令の改正スケジュール

現在ご使用の安全帯が新規格に適合しない場合は2022年1月2日より使用できなくなります。経過措置期間終了までに、新規格適合の墜落制止器具をご準備下さい。

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
政省令改正	6月22日			1月1日	
労働安全衛生法執行令 及び労働安全衛生規則	公布	施行			
高所に関わる事業者・作業員					1/1経過措置満了
現行規格品			これまで通り購入・使用可能		使用終了
新規規格品		購入・使用開始			
安全衛生特別教育		フルハーネス使用者は受講しなければならない			

主な構成部品

フルハーネス(ハーネス本体)

墜落を制止した際の荷重を肩・腰・腿などに分散するので、荷重が一点にかかる胴ベルト型と比べて身体に与えるダメージが少なくなります。

肩ベルト
胸ベルト
腿ベルト
骨盤ベルト



D環



フック
ショック
アブソーバ
ロープ

ランヤード

フック、ショックアブソーバ、ロープ等から構成され、取付設備とハーネス本体を連結します。

墜落制止用器具選定のポイント

ポイント①

6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を!!!

- ・2m以上の高さで安全対策が取れない場合は、原則としてすべてフルハーネス型の着用が必要。
- ・上記の場合でも、高さが6.75m以下の場合には胴ベルト型の使用が認められる。

ポイント②

使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)

ポイント③

ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が

取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。

(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

フルハーネス型用ランヤードの種別	ショックアブソーバの種別	落下距離	衝撃荷重	フックの取付位置
タイプ1	第一種	自由落下距離 + ランヤード等の伸び 最大約4.5m	4.0kN以下	 タイプ1 (腰より上部のみ) 腰より高い位置
タイプ2	第二種	自由落下距離 + ランヤード等の伸び 最大約6.75m	6.0kN以下	 タイプ2 (上下可) 腰より高い位置から 足元付近まで

注意！！ 安全衛生特別教育が必要

高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、

墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業者は

特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

法改正に適合した製品ラインナップを一部ご紹介致します。



詳細情報は下記をご確認下さい。

(3M以外も取り扱いございますのでご相談下さい)

3M製品情報

お問い合わせ、ご希望がございましたら五光社へご連絡下さい。

お問い合わせはこちらから

お電話でのお問い合わせは下記へ！

【TEL:042-554-0224】